

とちぎ地域医療支援センター設置要綱

(設置)

第1条 医師の地域偏在を解消すること等のため、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うとちぎ地域医療支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(センターの業務)

第2条 センターは、医師の地域偏在解消等のために必要な次の事業を行うものとする。

- (1) 医師不足状況等の把握・分析
- (2) 医師不足病院の支援
- (3) 医師のキャリア形成支援
- (4) センターの事業に係る情報発信
- (5) その他必要な事業

2 センターは、栃木県へき地医療支援機構設置要綱に定めるへき地医療支援機構の体制を担い、へき地医療に関する事業を行う。

3 センターは、前項の事業の目的達成のために効果的と考えられる場合は、事業の全部又は一部を外部に委託することができる。

(組織)

第3条 センターにセンター長、センター次長及び事務局長を置く。

2 センター長は、センターの業務を総理し、センターを代表する。

3 センター次長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

4 事務局長は、センターの事務の総括を担当する。

5 センターに、地域医療に従事する医師からの相談等に適切に対応するとともに地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、大学や地域医療機関との調整等の業務を担うために必要な知識・経験を有する専任医師を置く。

6 センター長、センター次長、事務局長及び専任医師は別表の職にある者をあてる。

(意見聴取)

第4条 センターは必要に応じ、関係機関から意見を聴取することができる。

(キャリアデザイナー及びキャリアコーディネーター)

第5条 県職員医師のキャリア形成を支援するため、キャリアデザイナーを置くことがで

きる。

2 キャリアデザイナーと連携し、県職員医師のキャリア形成の総合調整を行うため、キャリアコーディネーターを置くことができる。

3 キャリアデザイナー及びキャリアコーディネーターは、センター長が委嘱する。

(庶務)

第6条 センターの業務に係る庶務は栃木県保健福祉部医療政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 6月20日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年11月 1日から施行する。

(別表)

センターにおける職	職
センター長	栃木県保健福祉部保健医療監(保健医療監が置かれていない場合 にあつては、栃木県保健福祉部次長)
センター次長	栃木県保健福祉部医療政策課長
事務局長	栃木県保健福祉部医療政策課の職員のうちセンター長が指名する者
専任医師	栃木県保健福祉部の職員のうちセンター長が指名する者